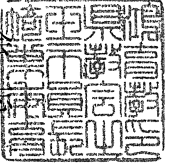




鴻巣教学務第590号
令和7年9月19日

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会
会長 様

鴻巣市教育委員会
教育長 齊藤 隆志



指定校変更の許可基準の弾力化の新たな適用について（諮問）

このことについて、鴻巣市立小・中学校通学区域審議会条例（昭和48年12月25日
条例第46号）第2条の規定により諮問します。

記

1 諮問事項

大芦小学校の通学区域の弾力化について

2 諮問理由

令和4年8月26日に提出された鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会からの答申を踏まえ、吹上小学校と大芦小学校の統合に関しては、令和9年度を予定年度として、保護者をはじめとした地域の方との意見交換会等を実施してまいりました。

意見交換会等では、吹上小学校区と大芦小学校区の通学区域の見直しなどを含めた検討が必要ではないかという意見や、通学区域に関するアンケート調査の実施についての要望等をいただいております。統合に向けては引き続き検討が必要です。

一方で、令和9年度を統合予定とした計画を踏まえ、吹上小学校と大芦小学校の統合に向けて準備を始めている在校生とその保護者や吹上小学校への入学を望む未就学児とその保護者への対応、また、令和8年度からの吹上小学校及び大芦小学校の学校運営に支障がないよう、早急に方向性を定める必要があります。

このことから、大芦小学校の在校生及び未就学児について、通学区域の弾力化での対応を希望する場合は、吹上小学校に指定校変更することは妥当かどうか検討をお願いするものです。

3 審議事項

- (1)大芦小学校の通学区域について、通学区域の弾力化での対応を希望する場合、令和8年3月31日時点で大芦小学校に在籍している児童については、吹上小学校に指定校変更することが妥当かどうか。

- (2)大芦小学校の通学区域について、通学区域の弾力化での対応を希望する場合、令和8年4月1日以降の入学予定児童について、吹上小学校に指定校変更することが妥当かどうか。